

横須賀市議会実行計画

～未来への羅針盤2027～

令和5年(2023年)5月～令和9年(2027年)4月

令和5年(2023年)12月策定

①令和6年(2024年)4月改訂

②令和7年(2025年)3月改訂

横須賀市議会



目 次

本 編

1 はじめに	1
2 横須賀市議会として取り組む課題とその検討時期について	1
▶ 横須賀市議会実行計画 ~未来への羅針盤2027~	6回
3 政策課題の選定について	7回
4 基本的な考え方について	7回
5 選定基準について	7回
6 政策等の検証について	8回
7 計画の見える化について	9回
参考資料	
◎ 政策検討会議について	10回
◎ 回【前期分】各会派等から提案された政策課題一覧（令和5年7月31日 政策検討会議資料）	15回
◎ 回【前期分】政策立案課題採点結果一覧表（令和5年8月29日 政策検討会議資料）	27回
◎ 回【前期分】政策立案課題採点結果（令和5年8月29日 政策検討会議資料）	28回
回◎ 【後期分】各会派等から提案された政策課題一覧（令和6年9月13日・10月1日 政策検討会議資料）	44回
回◎ 【後期分】政策立案課題採点結果一覧表（令和6年11月18日 政策検討会議資料）	52回
回◎ 【後期分】政策立案課題採点結果（令和6年11月18日 政策検討会議資料）	53回
回◎ 改訂履歴	61回

未来への羅針盤2027

本市は三方海に囲まれ、海は身近で親しみのある存在です。その海で、航海には欠かせない、方位を示す「羅針盤」にちなみ、本市議会が常に「市民の皆さまのため」という意識を持ち、その方向性を示すものという意味で、「未来への羅針盤」というサブタイトルを付けています。

また、市民に御好評をいただいている、市議会9階市民ギャラリーの愛称が「羅針の小径」としていることも名称を決定した理由となっています。

I はじめに

本市議会は、平成 22 年 6 月に議決した議会基本条例を最高規範とし、同条例に掲げた取り組みを着実に進めながら、様々な議会改革にも積極的に取り組んできました。

そして、さらなる議会改革の推進のため、政策形成能力の強化を新たなステージの柱の一つとし、前任期においては、議員任期 4 年間を通して議会が行う政策立案と議会改革の工程の見える化を図る実行計画を初めて策定するとともに、政策課題の選定から評価・検証までの一連の仕組みを構築し、本市議会における政策形成サイクルを確立しました。

このたび、本市議会は新たな任期を迎える、より一層の市民サービスの向上や行政課題の解決に寄与するため、「横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤 2027～」を策定しました。

本計画に基づき、今任期も政策形成サイクルを確実に循環させるとともに、目まぐるしく変化する社会情勢にも迅速かつ的確に対応しながら、引き続き誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

2 横須賀市議会として取り組む課題とその検討期間について

今期の議員任期の 4 年間を通して横須賀市議会が取り組む課題は以下のとおりです。

これらの課題を令和 5 年 5 月からの 4 年間で計画的に検討及び実施していきます。

【政策立案】

前期分

▶ スポーツの振興を通じたまちづくりの推進

国のスポーツ基本計画では、地方創生・まちづくりを重点施策の一つとして掲げており、本市においても、アーバンスポーツ等の取り組みに力を入れています。また、今後もますます高齢化が進展する本市においては、健康の維持増進の観点からもスポーツは重要な役割を果たします。そこで、スポーツの推進を図るために環境整備等を条例に明記する必要があると考え、選定しました。

令和5年12月にスポーツ振興検討協議会を設置し検討を開始。令和7年12月定例議会までの条例制定議案の提出を目指します。

後期分

②▶ 若者支援

少子高齢化が急速に進展する本市において、社会の担い手として若者の社会参画がより一層求められています。未来を担う若者が成長・活躍できる地域社会の実現に向けて、若者の声を施策に反映させる場や若者の取組を支援する施策について検討する必要があると考え、選定しました。

令和7年3月に未来を担う若者支援検討協議会を設置し検討を開始。令和9年3月定例議会までの条例制定議案の提出を目指します。

※広報広聴会議からの提案課題

上記の課題に加え、広報広聴会議が様々な広聴で得られた市民意見の中から、政策立案につなげるべき課題であると判断した場合には、政策検討会議が隨時提案を受け、緊急課題として課題別検討会議を設置し、協議を行います。

【特別委員会】

▶ 議会基本条例の検証／議会基本条例検証特別委員会

平成22年に横須賀市議会基本条例を制定して以降、議員定数の見直し、議会の機能強化を図るための組織改正、通年議会や反問権の導入など、時代に即した議会の在り方を検討し、折々で条例改正を行ってきましたが、条例全体の検証はこれまで一度も行われませんでした。

条例制定から13年が経過し、新たな議員任期を迎えた中で、本市議会の最高規範である議会基本条例を全体的に俯瞰し、条文の内容の実施状況、条文見直しの必要性などを検証します。

②客観的で納得性の高い検証となるよう、外部評価の必要性なども踏まえ、令和5年度から特別委員会を設置し集中的に取り組みます。

①▶ 地域防災計画の検証／地域防災計画検証特別委員会

東日本大震災を機に、平成23年に防災体制等整備特別委員会を立ち上げ、地域防災計画の全面的な見直しを図り、改訂を行いましたが、令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」における、半島という同じ地形的特徴を持つ地域での被害の実情を目の当たりにし、現在の本市における防災対策が真に実効性のあるものとなっているか、改めて計画を検証する必要があると考えました。

そこで、いつ起きるともわからない災害に確実に対応するため、令和5年度から地域防災計画検証特別委員会を設置し、災害に強いまちづくりを目指して、協議を行います。

【議会改革】

▶ 議員間討議の在り方／議会制度検討会議

議会基本条例に規定されている議員間討議について、常任委員会におけるルールが現状ないため、これまで提案はあっても実施には至りませんでした。そこで、議員間討議の在り方やルールの必要性などについて、令和5年度中に結論を出すことを目標に検討を行います。

▶ 常任委員会所管事務調査（他都市）のルールの再検討／議会制度検討会議

常任委員会所管事務調査（他都市）について、令和5年度より、テーマを重視した視察先の選定、調査項目に係る本市の状況等に関する執行部への事前のヒアリング、事後の意見交換を行っています。視察報告書の在り方や意見交換後のまとめ方などを含め、その在り方やルールについて、令和5年度中に結論を出すことを目標に再検討を行います。

※常任委員会での所管事務調査（他都市）については、令和5年度より、総合的にその在り方、ルールについて再検討を行い、令和6年度は新たな方法で実施しました。この実施結果を踏まえ、令和7年2月の会議で協議を再開し、令和7年度以降の他都市調査のルールを決定しました。

▶ 市議会だよりに関するアンケートの実施（読者対象）／広報広聴会議

市議会だよりの紙面をより充実させるため、読者を対象としたアンケート（二次元コードを紙面に掲載）の検討を令

和5年度から行います。

▶ 動画を活用した議会報告／広報広聴会議

④議会の広報機能の強化のため、誰でも・いつでも・どこでも見ることができる動画による議会報告の検討を令和5年度から行います。

▶ 議場・委員会室のシステムの在り方の検討／議会ICT化運営協議会

議場、委員会室の音響システムの次期更改に向けて、より分かりやすい議会の実現のために有効な機能（電子採決、自動文字起こしの議場表示、新たな配信方法等）の導入の必要性についての検討を令和5年度から令和7年度にかけて行います。

④※議場及び委員会室の映像・音響システムの更改については、多額の費用がかかることや現システムに特段の不備等が見られないことを踏まえ、適時適切に検討することとしました。また、同システムの更改時には、より分かりやすい議会の実現のために有効な機能の導入について、併せて検討することとしました。

本件については、令和7年5月をもって議会ICT化運営協議会が廃止となることに伴い、今後の課題として議会全体で共有を行いました。

②令和7年3月追加分

②▶ 会議等を長期欠席した場合の議員報酬等の在り方／議会制度検討会議

病気やその他の理由で本会議や委員会を長期欠席した場合の議員報酬等の在り方について検討を行います。

②▶ 政務活動費収支報告の公開の在り方／議会制度検討会議

政務活動費の透明性をさらに高めるため、収支報告の公開の時期、頻度、内容などの在り方について、検討を行います。

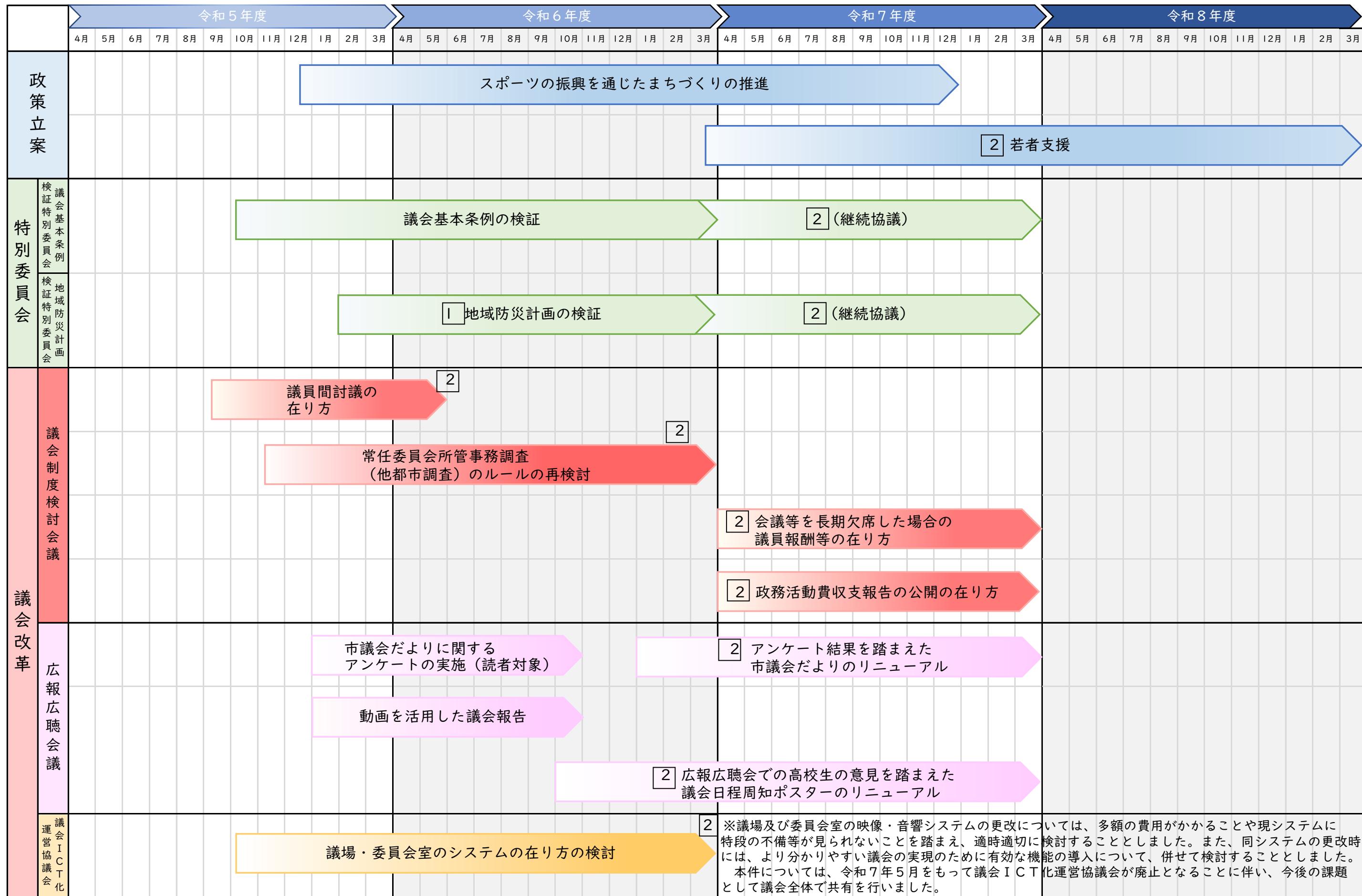
②▶ アンケート結果を踏まえた市議会だよりのリニューアル／広報広聴会議

読者を対象に実施したアンケート結果を基に市議会だよりのリニューアルについて検討を行います。

②▶ 広報広聴会での高校生の意見を踏まえた議会日程周知ポスターのリニューアル／広報広聴会議

令和6年4月に実施した議会の広報活動に関する広報広聴会での高校生からの意見を基に、議会日程周知ポスターをリニューアルし、広報広聴会参加者から改めて意見を募り検証を行います。

横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤2027～



3 政策課題の選定について

実行計画に位置づける政策立案に係る検討課題の選定は、政策検討会議において各会派から提案された課題の内容に応じて、次の基本的な考え方のもと、まず最初に「提案の趣旨に全会派が賛同し、議会全体で実行計画として取り組むことが相応しい課題」かを確認し、取り組むべきと確認された課題に対し、選定基準に基づき、評価を行いました。

4 基本的な考え方について

- (1) 「政策立案」であることを基本に、「条例制定」及び「政策提案」のいずれかを行うものとし、最終的な選択は詳細な検討を行う課題別検討会議で協議します。
- (2) 選定しなかった政策課題については、実行計画を進行管理する中で、本市を取り巻く社会情勢や行政課題などを踏まえ、必要に応じてその取り扱いを再度検討します。

5 選定基準について

提案の趣旨に全会派が賛同し、議会全体で実行計画として取り組むことが相応しいと確認された課題について、下記の項目により評価・選定を行います。

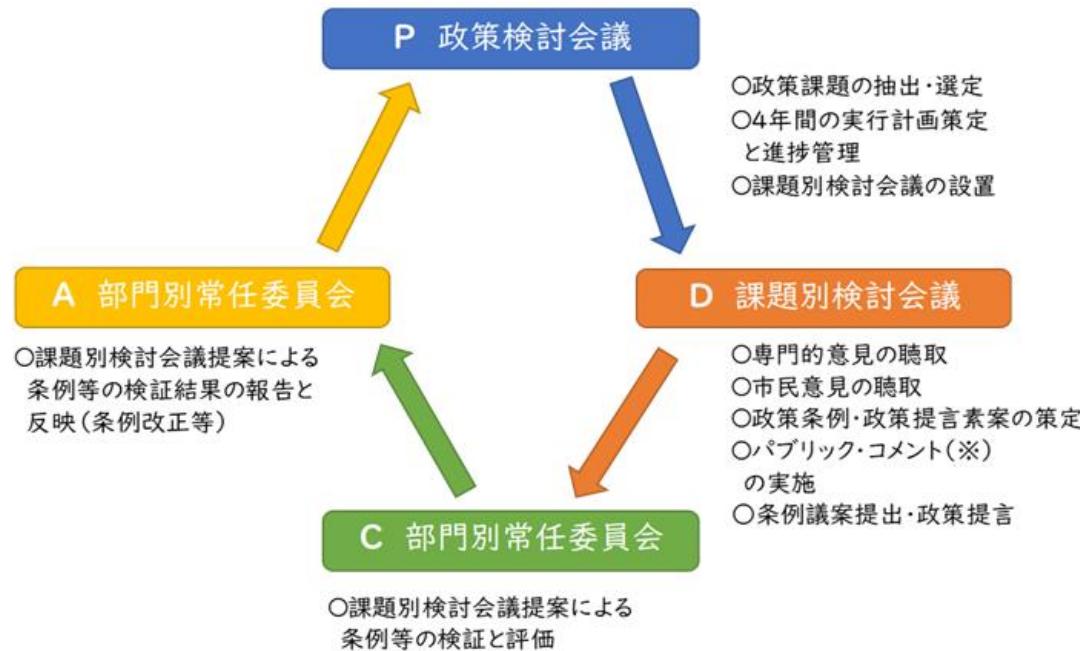
- ア 共通度・・・議会全体として取り組むべき程度（大⇒5、中⇒3、小⇒1）
- イ 影響度・・・提案された課題や取り組みが、市民及び市民生活に及ぼす影響の範囲と程度
(大⇒5、中⇒3、小⇒1)
- ウ 市民満足度・・提案された課題や取り組みが、市民や市政の抱える課題の解決に有効であり、地域や経済の活性化、地域や市民の福祉に有益となる程度（大⇒5、中⇒3、小⇒1）
- エ 緊急度・・・早期に解決すべき課題（大⇒5、中⇒3、小⇒1）
- ④オ 提案数・・・同一内容の課題を提出した会派数（3会派以上⇒3、2会派⇒2、1会派⇒1）

6 政策等の検証について

政策をより有効なものとするためには、政策がうまく機能しているか、意図した効果が得られているか、費用に見合っているかなどの検証を行うことが重要になります。そこで、本市議会では、図1のような役割分担により政策形成サイクルを推進し、政策等の検証を行っています。

また、この検証をしっかりと行うために、図2のような検証体制も確立しました。

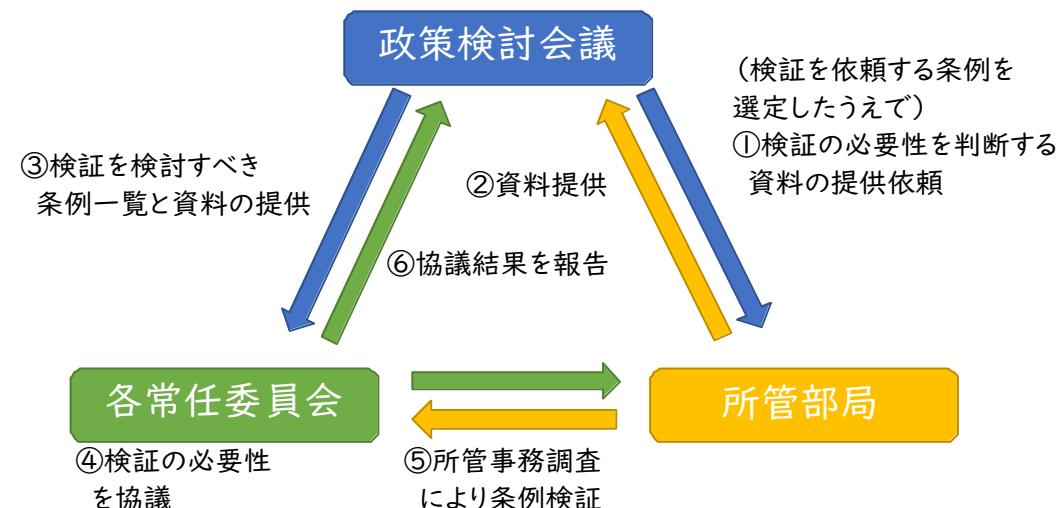
図1：政策形成サイクル



(※) パブリック・コメント

横須賀市の基本的な政策案の策定に当たり、事前に内容を公表して市民から意見等を募集し、それを考慮して政策の意思決定をするとともに、提出された意見等とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続。

図2：政策検証体制



7 計画の見える化について

横須賀市議会実行計画を策定するまでの市議会が発信していた情報は、議案の審査等に係る経過と結果を中心としたものだったため、「議員や議会はそれ以外に何をしているかわからない」という問題点がありました。

そのため、1期4年間の実行計画では、政策立案だけではなく、議会制度検討会議、広報広聴会議、議会ICT化運営協議会で検討を行っている議会改革に関する課題についても、その工程を盛り込んでいます。

議会基本条例の検証については、本市議会の活動において特に重要な案件として位置づけられることから、政策検討会議で協議の上、今期の実行計画に掲載することとしました。

それぞれの課題の検討経過については、3ヶ月ごとに市議会ホームページにて進捗状況を市民の皆さんにお知らせし、実行計画を「見える化」します。

今何をやっているのか、どうしてこの結論に至ったのかといったプロセスを見せること、市民の皆さんが必要な情報を共有することを重視して議会広報を強化し、開かれた議会、市民に身近な議会となることを目指していきます。



參考資料



政策検討会議について

政策検討会議の設置

政策形成機能の強化を行う必要性から、個別の課題を検討し、議員提案や市長等への政策提言を行うための課題別検討会議の設置など、市議会の政策形成サイクルを回すための推進組織として横須賀市議会基本条例第22条の規定に基づき平成29年5月1日に設置されました。

[委員名簿]

任期：令和5年5月～令和9年4月

	氏名	会派
委員長	高橋英昭	よこすか未来会議
副委員長	西郷宗範	自由民主党
委員	南まさみ	自由民主党
委員	加藤ゆうすけ	よこすか未来会議
委員	土田弘之宣	公明党
委員	大村洋子	日本共産党
委員	ひろなか信太郎 (R5.9.28～)	日本維新の会
オブザーバー	天白牧夫	無会派
オブザーバー	藤野英明	無会派
オブザーバー	小林伸行 (～R5.10.4)	無会派

[会議の概要]

第1回 令和5年5月29日

委員長の互選、副委員長の互選、委員の追加選出、議席の指定について協議を行った。

前期の政策検討会議からの申し送り事項について協議を行い、同申し送り事項を踏まえ、今後協議を進めることと決定した。

第2回 令和5年6月20日

実行計画の策定について協議を行い、12月定例議会までに計画を完成させることを目標に、今後協議を進めることと決定した。また、政策立案課題について、各会派及び無会派議員から募集することとした。

政策立案課題の選定基準について協議を行った。

課題別検討会議で協議を行った政策条例及び政策提言の検証について協議を行い、今年度は常任委員会に検証を依頼しないことと決定した。

第3回 令和5年7月31日

政策立案課題の提案について協議を行い、各会派、オブザーバー及び無会派議員から提出された政策立案課題の趣旨説明を行い、それに対する質問、意見の聴取を行った。

議会改革に係る検討課題の選定について協議を行い、議会制度検討会議、広報広聴会議及び議会ＩＣＴ化運営協議会の各委員長に、実行計画に掲載する議会改革に係る主要な課題の選定を依頼することと決定した。

第4回 令和5年8月29日

政策立案課題の選定について協議を行い、各会派及びオブザーバーが評価した点数を一次評価とし、順位6位までの7件の課題について執行部に意見照会をすることと決定した。また、意見照会の内容について協議を行い、他都市の状況を追加することとした。

第5回 令和5年9月28日

議席の指定について、会派結成に伴う新たな議席を指定した。

政策立案課題の選定について協議を行い、健康寿命日本一を目指す取組の推進及び近隣トラブルへの対応については、今回の選定対象としないこととし、残りの5つの課題から選定することと決定した。

第6回 令和5年10月27日

政策立案課題の選定について協議を行い、不登校児童生徒に対する包括的な支援の推進及び路上禁煙と喫煙場所の整備については、今回の選定対象としないこととし、残り

の3つの課題から選定することと決定した。

第7回 令和5年11月20日

政策立案課題の選定について協議を行い、今期の前半に検討する課題をスポーツの振興を通じたまちづくりの推進とすることと決定した。また、課題別検討会議の名称をスポーツ振興検討協議会とすることと決定した。

第8回 令和5年12月1日

課題別検討会議の設置について協議を行い、設置要綱を正副委員長案のとおりとすることと決定した。

横須賀市議会実行計画の策定について協議を行い、委員からの意見を踏まえて実行計画の正副委員長案を修正することとし、その他の軽微な文言修正については正副委員長に一任することと決定した。

②第9回 令和6年2月28日

実行計画の進捗管理の見せ方について協議を行い、委員からの意見を踏まえて進捗管理表の正副委員長案を修正することとし、周知方法については、市議会ホームページへの掲載並びに市役所本庁舎9階の廊下及びエレベーターホールへの掲示とすることと決定した。なお、軽微な文言修正や掲示場所等の詳細については、正副委員長に一任することと決定した。

課題別検討会議で協議を行った政策条例及び政策提言の検証について協議を行い、令和6年度は、横須賀市がん克服条例を検証対象として選定し、常任委員会へ検証を依頼する際の資料として、所管部局に調査票の作成を求めることが決定した。

②第10回 令和6年3月22日

実行計画策定後の新たな検討課題の取扱いについて協議を行い、議会として新たに重要な課題に取り組むこととなった場合は、実行計画を随時改訂し、新たな検討課題として掲載することと決定した。また、進捗管理表の更新時期については、従来どおり3か月に1回とすることと決定した。

②第11回 令和6年4月26日

横須賀市議会実行計画の改訂について協議を行い、地域防災計画の検証を追加した実行計画の改訂及びこれに伴う進捗管理の見せ方については、正副委員長案のとおりとし、軽微な文言修正については、正副委員長に一任することと決定した。

課題別検討会議で協議を行った政策条例の検証について協議を行い、所管の常任委員長へ執行部から回答のあった調査票を資料として提供し、条例検証の検討を依頼することと決定した。

②第12回 令和6年7月24日

議員提出条例の検証について協議を行い、民生常任委員会の所管事務調査として行われた条例の検証結果について、委員間で情報共有を行った。

実行計画の改訂について協議を行い、来年の3月定例議会までに計画を改訂することを目標に、今後協議を進めることと決定した。また、政策立案課題について、各会派及び無会派議員から募集することとした。

政策立案課題の選定基準について協議を行い、正副委員長案のとおりとすることと決定した。

課題別検討会議の委員構成について協議を行い、次回再度協議することと決定した。

②第13回 令和6年9月13日

政策立案課題の提案について協議を行い、各会派、オブザーバー及び無会派議員から提出された政策立案課題の趣旨説明を行い、それに対する質問、意見の聴取を行った。また、複数の会派から提出された同一内容の課題を評価するに当たり、政策立案課題の選定基準について、次回改めて協議することと決定した。

課題別検討会議の委員構成について協議を行い、次回再度協議することと決定した。

②第14回 令和6年10月1日

政策立案課題の選定基準について協議を行い、正副委員長案のとおりとすることと決定した。

②第15回 令和6年11月18日

政策立案課題の選定について協議を行い、各会派及びオブザーバーが評価した点数を一次評価とし、順位3位までの3件の課題について執行部に意見照会をすることと決定した。また、意見照会の内容について協議を行い、正副委員長案のとおりとすることと決定した。

課題別検討会議の委員構成について協議を行い、次回再度協議することと決定した。

②第16回 令和6年12月25日

政策立案課題の選定について協議を行い、認知症の人及び家族等に対する支援については、今回の選定対象としないこととし、残りの2つの課題から選定することと決定した。

議会改革に係る検討課題の選定等について協議を行い、議会制度検討会議、広報広聴会議及び議会ICT化運営協議会の各委員長に、実行計画に掲載する議会改革に係る検討課題に関して、新たに追加すべき課題の選定等を依頼することと決定した。

課題別検討会議の委員構成について協議を行い、委員定数は10名以内とし、委員は、各会派の議員のうちからそ

れぞれ選出された1名及び正副委員長選出会派からさらにそれぞれ選出された1名をもって構成し、無会派議員はオブザーバーとして1名会議に参加することができることを基本的な構成とすることと決定した。

②第17回 令和7年2月6日

政策立案課題の選定について協議を行い、今期の後半に検討する課題を若者支援とすることと決定した。

課題別検討会議で協議を行った政策条例及び政策提言の検証について協議を行い、令和7年度は、公共交通の在り方に関する政策提言を検証対象として選定し、常任委員会へ検証を依頼する際の資料として、所管部局に調査票の作成を求ることと決定した。

課題別検討会議の委員構成について協議を行い、前回決定した内容の規定への明文化について正副委員長案のとおりとすることと決定した。

②第18回 令和7年2月20日

課題別検討会議の設置について協議を行い、課題別検討会議の名称を未来を担う若者支援検討協議会とともに、設置要綱を正副委員長案のとおりとすることと決定した。

②第19回 令和7年3月17日

横須賀市議会実行計画の改訂について協議を行い、委員からの意見を踏まえて実行計画改訂の正副委員長案を修正することとし、その他の軽微な文言修正については正副委員長に一任することと決定した。

横須賀市議会実行計画の中間報告について協議を行い、委員からの意見を踏まえて中間報告の報告書の正副委員長案を修正することとし、その他の軽微な文言修正については正副委員長に一任することと決定した。また、中間報告の場は設けないことと決定した。

政策提言の検証について協議を行い、常任委員会へ検証を依頼する際の資料として所管部局に依頼する調査票を正副委員長案のとおりとすることと決定した。

	分類	テーマ（項目）	取組内容
1	条例制定 政策提言 未定	スポーツの振興を通じたまちづくりの推進 ((仮称) スポーツ振興条例)	国のスポーツ基本計画では、地方創生・まちづくりを重点政策の一つとして掲げ、スポーツを「つくる/はぐくむ」、スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、スポーツに「誰もがアクセスできる」を、新たな施策としている。本市においても例えば、アーバンスポーツ等の取組みに力を入れている一方で、スケートボード等で周囲に加害を及ぼす、騒音を発生させる、施設・設備を損傷させる等の問題が発生している。そこでスポーツの推進と、その推進に当たり、施設の充実を含む環境整備や迷惑行為等の禁止条例の制定が必要と考える。
2	条例制定 政策提言 未定	多頭飼育問題の解決 ((仮称) 動物多頭飼いに関する条例)	高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方、ペットの飼育に絡んだ様々な問題も起きている。環境省では、多機関連携による多頭飼育問題の解決の参考となるガイドラインを作成しているが、多頭飼育問題への対応は地方自治体が取り得る体制も多様なものとなるため、本市の状況に合わせた条例の制定が必要と考える。

	分類	テーマ（項目）	取組内容
1	条例制定 政策提言 未定	不登校児童生徒に対する包括的な支援の推進	現在全国的にも様々な理由に起因する学校に通えない（通わない）児童生徒が増加している。本市でも令和3年度には前年度以上の937人が確認されており、喫緊の課題となっている。この解決のためには複合的な課題を解消しなければならないため、教育委員会のみならず、民生局をはじめとした市長部局とも連携した全庁横断的な取り組みが求められる。相談体制の拡充や不登校特例校の設置に留まらない包括的な支援のあり方を検討したい。
2	条例制定 政策提言 未定	路上禁煙と喫煙場所の整備 (仮称：受動喫煙防止条例)	ごみのポイ捨て防止を目的とした現在の条例体系では、昨今の健康面での配慮を求める分煙・禁煙化による受動喫煙の防止に対処できない。そのため、現行条例の見直しを検討すべき。併せて喫煙権への配慮と、利便性の高い場所に喫煙場所がなければ路上喫煙を防げないという観点から、現在は設置されていない駅前等への喫煙場所の設置のあり方についても一体的に検討したい。
3	条例制定 政策提言 未定	近隣トラブルへの対応 (仮称：近隣トラブル調整のための条例)	神奈川県には迷惑行為防止条例が既にあるが、これは「公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もつて県民及び滞在者の生活の平穏を保持することを目的」としている。当条例で禁止されている迷惑行為を行った者については罰金等を課せられるが、においや生活音等に関するトラブルなど、ここで挙げられる以外の迷惑行為により、住民間トラブルが発生することもある。過去に騒音等近隣トラブルがもとで重大な事件に至った事例などでは、相談先をたらい回しにされ、具体的な解決に結びつかなかった経過もみられる。当人同士での解決に至らないトラブルについて、市がトラブルを発生させている側への指導等を条例に基づき行うことで、安心して暮らせるまちづくりに寄与できる。また、トラブルの原因を発生させている側

		<p>についても、福祉的観点で支援が必要な場合も考えられることから、これらを踏まえた政策検討を進めたい。</p> <p>参考条例：国分寺市「生活音等に係る隣人トラブルの防止及び調整に関する条例」 https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/002/389/tikkaisetu.pdf</p>
--	--	---

	分類	テーマ（項目）	取組内容
	条例制定 政策提言 未定	健康寿命日本一を目指す取組の推進 (（仮称）健康寿命（長寿）日本一条例)	健康寿命とは健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を言い、医療や介護の発展により年々寿命が延伸している中で、いかに健康寿命を保つかが重要である。これから的人生100年時代を視野に入れ、バランスの良い食生活や適度な運動、社会参加を推進し、市民に対して主体的な健康の維持増進への取組を奨励することを目的とするもの。

	分類	テーマ（項目）	取組内容
1	条例制定 政策提言 未定	誰もがいつまでも楽しくスポーツに親しめるまちの実現 ((仮称)生涯スポーツ推進条例)	年齢、性別、障害の有無に関係なく誰もが自分らしくスポーツを楽しめるまちを目指す。プロのスポーツ選手を応援することができる横須賀市として、今度は市民一人一人ももっと身近で気軽にスポーツを親しめるまちを作っていく、その取り組みが必要になっている。市民スポーツ活性化への環境整備の条例を制定する。
2	条例制定 政策提言 未定	再生可能エネルギーの利用促進 ((仮称)再生可能エネルギー利用等促進に関する条例)	近年、太陽光パネル等設置が全国的にも広がりを見せている。しかし、中には周辺住民との合意のないまま斜面地等に設置され危険を誘発するようなケースも散見されている。再生可能エネルギー推進は時代の趨勢となっているためルールづくりが急務である。国の関連法や全国の状況を踏まえ本市でも適正な推進のための条例を制定することが必要である。

分類	テーマ（項目）	取組内容
条例制定 政策提言 未定	伝統的景観の継承に寄与する不動産の寄付の受入体制の確立	<p>自然環境や農村景観等のふるさとの景観は、人々の伝統的なくらしとともに現代までその形をとどめてきた。近年の人口減少、管理者不在の土地の増加はとりわけ郊外で深刻であり、地域の伝統的景観維持の担い手として存してききた市民が土地建物を維持することが困難になっている。この流れに対応し、本市では長期的にコンパクトシティの形成を目指している。管理者不在の土地については建設資材置き場等へ用途を変更した転用が活発に行われる一方、旧所有者の中にはできることなら公益のためにふるさとの環境を継承していきたい意向を持つ方々も多く、高齢化や相続等で自身での維持管理が困難な場合、行政に寄付することでその思いを実現したい相談はこれまでたびたび存在していた。市民においても、市域に生き生きとしたふるさとの環境があることの利点は非常に大きく、本市への愛着や魅力の一つとなっている。</p> <p>本来資産価値のある不動産を公益目的として地域の景観保全のために行政に寄付をしようとする市民がいることは非常に尊いことであり、市民がふるさとを学ぶ機会を活発化できる点で行政としても歓迎すべきことである。これまで樹林地の受入については近郊緑地特別保全地区等、植生を現状凍結的に確保することは行われてきたが、建物や農地も含む里地里山を民間から受け入れる体制にはなっていなかった。本市の過去の事例では、将来的な維持管理費と共に伝統的家屋を受け入れた事例があるが大型修繕費に対する準備がされなかつたために建物の経年劣化に伴い立入禁止になっている事</p>

		<p>例、豊かな自然環境を継承するために遺贈を受け入れた農園を公園として整備したものの市の方針転換によりスポーツ施設に改変された事例、自然環境保全のために広大な樹林地や果樹園の寄付の申し出があったが市が更地渡しを求めたため寄付を断念した事例、古民家・農地・樹林地が一体となった緑地の寄付の意向があったが部局間連携ができず協議を開始できなかった事例等、本市においては寄付申し出者に対して不親切であると言わざるを得ない。</p> <p>ふるさとを形作る要素は樹林地だけでなく農地や建物などを所管する複数の部局にまたがり、さらに税務や都市計画等も関係するほか、寄付受入後の維持管理体制も長期的に検討する必要がある。そのような調整を寄付申し出者が行うことは現実的ではなく、寄付申し出者の意向を尊重しつつ少しでも安心して不動産を託していただくことと、市民にとって豊かなふるさとが感じられる町になるよう、専門の協議担当窓口を設け本市の魅力を確実に向上させる体制の確立が望まれる。</p>
--	--	---

分類	テーマ（項目）	取組内容
条例制定 政策提言 未定	ケアラーに対する支援の推進 （（仮称）ケアラー支援条例）	<p>昨年2022年11月、横須賀市内で介護を苦にした40代男性が父親を殺害するという介護殺人が起こり、市民に大きなショックを与えた。</p> <p>日本福祉大学の湯原悦子教授の調査によると、わが国では1996年から2015年までの20年間で介護殺人は754件発生した。2000年に介護保険制度がスタートしたが、それによって介護殺人が減少したという傾向は確認できていない。</p> <p>過去に生じた事例を分析した結果、介護者（＝ケアラー）からの相談が無い場合、現行制度では介護サービス事業者等がケアラーの状況にまで目を向け、積極的な介入を行うことは期待できないという限界が明らかになった。わが国が進める地域包括ケアシステムでは自助、互助が強調されているが、様々な困難を抱え、すでに自力で問題を解決する力を失っているケアラーを救うことはできない。</p> <p>介護殺人という大きな出来事を取りあげたが、わが国では高齢者介護だけでなく、障がいや病気、世代、性別を超えたあらゆるケアラーを包括的に支援する為の法制度がない。それどころか、ケアラーは、介護保険サービスや障害福祉サービスでは足りないケアを埋めるための、無料の社会資源として位置づけられている実態がある。これでは介護殺人・介護心中・虐待が減ることはなく、ケアラーの社会参加やケアラー自身の人生の充実などは望むことができない。</p> <p>一方、介護者支援（＝ケアラー支援）の先進諸国では、支援の基盤となる</p>

		<p>法制度を整備し、ケアラー支援の目標を社会的包摂と捉えて、必要な財源も確保することで、介護殺人を減少させている。介護殺人・介護心中・虐待の防止だけでなく、被介護者やその家族、地域社会全体にとってもメリットをもたらす。ケアラーの精神的・肉体的負担が軽減され、介護の質が向上し、被介護者の生活の質も向上する可能性がある。また、地域社会全体に安心感が生まれ、高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会が実現される可能性がある。</p> <p>わが国でも自治体レベルでは、埼玉県議会による埼玉県ケアラー支援条例をはじめ、北海道栗山町の栗山町ケアラー支援条例など合計 18 自治体が独自のケアラー支援条例を制定している。ケアラー支援の充実と、ケアラーが将来に悲観しなくとも良い街づくりのためには、条例制定が不可欠である。</p>
--	--	---

	分類	テーマ（項目）	取組内容
1	条例制定 政策提言 未定	都市計画のあり方検討	<p>人口だけでなく、いよいよ世帯数も減ってきた。結果、家余りの時代となり、本市の空き家はいまや7件に1件だ。一方で、縮退するばかりでなく都市機能を充実させて、まちの活力を維持向上する必要もある。</p> <p>そこで、用途地域、開発規制、建築規制、容積率緩和、住民によるマンション更新の合意形成対策など、長期的視野に立った都市計画の集中的な見直しに着手すべきだ。束ね法案的な条例改正を想定。</p>
2	条例制定 政策提言 未定	地域支援のあり方検討	<p>マイナンバー時代に行政センターの窓口サービスは早晚不要となる。一方で、地域ごとのきめ細かい支援はより重要性を増している。</p> <p>窓口サービス、健康衛生、福祉的支援、社会教育など幅広い行政分野のうち本市では、何を本庁等での集中対応とし、何を地域別の分散対応とするのか。行政センター、地域包括、町内会・自治会、民間事業者等の機能分担をどのようにするのか。改めて地域住民の支援のあり方を検討すべきだ。束ね法案的な条例改正を想定。</p>

	分類	テーマ（項目）	取組内容
1	条例制定 政策提言 未定	インターネット上の誹謗中傷等の被害者に対する支援等	インターネット上の誹謗中傷については、SNSで中傷を受けた方が自ら命を絶つといった痛ましい事件も発生するなど、深刻な社会問題となっている。国（総務省）の運営する違法・有害情報相談センターの相談件数は、高止まり傾向にあり、令和元年度の相談件数は平成22年度の約4倍に増加している。会員制交流サイト（SNS）などインターネット上で誹謗中傷を受けた被害者を支援することが本市に求められている。
2	条例制定 政策提言 未定	ケアラーに対する支援の推進	ケアラーとは、無償で介護や看護をする人のことであり、本市としてこれらの人を支えるための政策が必要である。 今後ますます高齢化していく上、核家族世帯の割合も高くなり、介護などの負担が大きな問題となっており、また高齢者だけでなく、医療的ケア児、高次脳機能障害者など、切実な介護などの現場がたくさんある。本件は対象がとても幅広いものであるが、いずれにしても今後本格的な介護社会に突入する。介護などで自分を見失ったり、孤立したりすることがないように、誰もが安心して介護や看護ができる社会にするための施策が必要である。
3	条例制定 政策提言 未定	認知症に対する不安のないまちづくりの推進	我が国の高齢化は世界でも類を見ないスピードで進んでおり、高齢化の進展に伴い、認知症により日常生活や社会生活上の不安を抱える方も増加することが見込まれている。認知症を予防できるまち、そして認知症になんでも安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、市の責務や市民、事業者、地域組織、関係機関の役割などをまとめることを目的とした条例制定又はこれらのまちづくりを推進するための施策のあり方を検討したい。

	分類	テーマ（項目）	取組内容
1	条例制定 政策提言 未定	英語がしゃべれるまちづくりの推進 ((仮称)バイリンガル都市推進条例)	開国の歴史や文化を継承し、米海軍基地のある横須賀の特徴を活かした国際共通語である英語がしゃべれるまち、英語が使えるまちづくりを推進する。役所の重要文章や広報の英語併記、英語放送の更なる充実。米軍基地周辺地域で楽しみながら生の英語が学べる環境づくりを努力義務化。市民、行政、学校、企業が連携して英語を身につけたい学生やビジネスマンも集まるまちにすることで観光客だけでなく、移住者増加、商店街、宿泊施設、地域経済の活性化につなげる。日本の国際化進展のための先進都市になるために、本市単独の条例を作る。
2	条例制定 政策提言 未定	有機農業及びオーガニック給食の推進 ((仮称)オーガニック推進条例)	食は心身の健康及び人格形成に大きく影響を及ぼし、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となる。学校給食の食材に自然の摂理を大切にして作った有機食材を積極的に使うことで、育ち盛りのこども達に地産地消の循環型社会の食育と安心して健康的な食を提供すると共に、生産者・農業従事者の経営の安定化につなげる。国でも持続可能な食料システムをつくるために化学肥料・化学農薬の使用を減らし、有機農業への転換を促進していることを受け、本市でも生産者と消費者に配慮した有機農業を推進するために条例を作る。

政策立案課題採点結果一覧表

番号	テーマ（項目）	得点
①	スポーツの振興を通じたまちづくりの推進	71
②	多頭飼育問題の解決	65
③	不登校児童生徒に対する包括的な支援の推進	87
④	路上禁煙と喫煙場所の整備	75
⑤	近隣トラブルへの対応	77
⑥	健康寿命日本一を目指す取組の推進	79
⑦	誰もがいつまでも楽しくスポーツに親しめるまちの実現	69
⑧	再生可能エネルギーの利用促進	71
⑨	伝統的景観の継承に寄与する不動産の寄付の受入体制の確立	45
⑩	ケアラーに対する支援の推進	77
⑪	都市計画のあり方検討	63
⑫	地域支援のあり方検討	57
⑬	インターネット上の誹謗中傷等の被害者に対する支援等	49
⑭	認知症に対する不安のないまちづくりの推進	59
⑮	英語がしゃべれるまちづくりの推進	31
⑯	有機農業及びオーガニック給食の推進	37

順位	番号	テーマ（項目）	得点
1	③	不登校児童生徒に対する包括的な支援の推進	87
2	⑥	健康寿命日本一を目指す取組の推進	79
3	⑤	近隣トラブルへの対応	77
3	⑩	ケアラーに対する支援の推進	77
5	④	路上禁煙と喫煙場所の整備	75
6	①	スポーツの振興を通じたまちづくりの推進	71
6	⑧	再生可能エネルギーの利用促進	71
8	⑦	誰もがいつまでも楽しくスポーツに親しめるまちの実現	69
9	②	多頭飼育問題の解決	65
10	⑪	都市計画のあり方検討	63
11	⑭	認知症に対する不安のないまちづくりの推進	59
12	⑫	地域支援のあり方検討	57
13	⑬	インターネット上の誹謗中傷等の被害者に対する支援等	49
14	⑨	伝統的景観の継承に寄与する不動産の寄付の受入体制の確立	45
15	⑯	有機農業及びオーガニック給食の推進	37
16	⑮	英語がしゃべれるまちづくりの推進	31

政策立案課題採点結果

①	【提案会派等】 自由民主党						順位： 6 得点： 71
	【テーマ（項目）】 スポーツの振興を通じたまちづくりの推進（（仮称）スポーツ振興条例）						
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	5	5	5	5	1	21	
よこすか 未来会議	5	3	5	1	1	15	
公明党	5	5	3	3	1	17	
日本共産党	3	3	3	3	1	13	
無会派	1	1	1	1	1	5	

	<p>【提案会派等】 自由民主党</p> <p>【テーマ（項目）】 多頭飼育問題の解決（（仮称）動物多頭飼いに関する条例）</p> <p>② 【趣旨説明（抜粋）】 高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方、ペットの飼育に絡んだ様々な問題も起きている。環境省では、多機関連携による多頭飼育問題の解決の参考となるガイドラインを作成しているが、多頭飼育問題への対応は地方自治体が取り得る体制も多様なものとなるため、本市の状況に合わせた条例の制定が必要と考える。</p>						順位： 9 得点： 65
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	5	3	3	3	1	15	
よこすか 未来会議	3	3	3	1	1	11	
公明党	3	3	3	3	1	13	
日本共産党	3	3	3	3	1	13	
無会派	3	3	3	3	1	13	

	<p>【提案会派等】 よこすか未来会議</p> <p>【テーマ（項目）】 不登校児童生徒に対する包括的な支援の推進</p>						<p>順位： 1</p> <p>得点： 87</p>
③	<p>【趣旨説明（抜粋）】</p> <p>現在全国的にも様々な理由に起因する学校に通えない（通わない）児童生徒が増加している。本市でも令和3年度には前年度以上の937人が確認されており、喫緊の課題となっている。この解決のためには複合的な課題を解消しなければならないため、教育委員会のみならず、民生局をはじめとした市長部局とも連携した全庁横断的な取り組みが求められる。相談体制の拡充や不登校特例校の設置に留まらない包括的な支援のあり方を検討したい。</p>						<p>【備考】</p>
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	
自由民主党	3	3	3	3	1	13	
よこすか 未来会議	5	3	3	5	1	17	
公明党	5	5	5	3	1	19	
日本共産党	5	5	5	3	1	19	
無会派	5	5	3	5	1	19	

	<p>【提案会派等】 よこすか未来会議</p> <p>【テーマ（項目）】 路上禁煙と喫煙場所の整備（仮称：受動喫煙防止条例）</p>						<p>順位： 5</p> <p>得点： 75</p>
④	<p>【趣旨説明（抜粋）】</p> <p>ごみのポイ捨て防止を目的とした現在の条例体系では、昨今の健康面での配慮を求める分煙・禁煙化による受動喫煙の防止に対処できない。そのため、現行条例の見直しを検討すべきである。併せて喫煙権への配慮と、利便性の高い場所に喫煙場所がなければ路上喫煙を防げないという観点から、現在は設置されていない駅前等への喫煙場所の設置のあり方についても一体的に検討したい。</p>						<p>【備考】</p>
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	
自由民主党	5	3	3	1	1	13	
よこすか 未来会議	5	5	5	3	1	19	
公明党	3	3	3	3	1	13	
日本共産党	3	3	3	1	1	11	
無会派	3	5	5	5	1	19	

	<p>【提案会派等】 よこすか未来会議</p> <p>【テーマ（項目）】 近隣トラブルへの対応（仮称：近隣トラブル調整のための条例）</p>						<p>順位： 3</p> <p>得点： 77</p>
⑤	<p>【趣旨説明（抜粋）】</p> <p>神奈川県には迷惑行為防止条例が既にあるが、においや生活音など、ここで挙げられる以外の迷惑行為により、住民間トラブルが発生することもある。当人同士での解決に至らないトラブルについて、市がトラブルを発生させている側への指導等を条例に基づき行うことで、安心して暮らせるまちづくりに寄与できる。また、トラブルの原因を発生させている側についても、福祉的観点で支援が必要な場合も考えられることから、これらを踏まえた政策検討を進めたい。</p>						<p>【備考】</p>
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	
自由民主党	3	3	3	1	1	11	
よこすか 未来会議	5	5	5	5	1	21	
公明党	5	5	5	3	1	19	
日本共産党	3	3	3	3	1	13	
無会派	3	3	3	3	1	13	

	<p>【提案会派等】 公明党</p> <p>【テーマ（項目）】 健康寿命日本一を目指す取組の推進（（仮称）健康寿命（長寿）日本一条例）</p> <p>⑥ 【趣旨説明（抜粋）】 健康寿命とは健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を言い、医療や介護の発展により年々寿命が延伸している中で、いかに健康寿命を保つかが重要である。これから的人生100年時代を視野に入れ、バランスの良い食生活や適度な運動、社会参加を推進し、市民に対して主体的な健康の維持増進への取組を奨励することを目的とする。</p>						順位： 2 得点： 79
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	5	5	3	3	1	17	
よこすか 未来会議	5	3	3	1	1	13	
公明党	5	5	5	5	1	21	
日本共産党	3	3	3	1	1	11	
無会派	5	3	3	5	1	17	

⑦	<p>【提案会派等】 日本共産党</p> <p>【テーマ（項目）】 誰もがいつまでも楽しくスポーツに親しめるまちの実現（（仮称）生涯スポーツ推進条例）</p> <p>【趣旨説明（抜粋）】 年齢、性別、障害の有無に関係なく誰もが自分らしくスポーツを楽しめるまちを目指す。プロのスポーツ選手を応援することができる横須賀市として、今度は市民一人一人ももっと身近で気軽にスポーツを親しめるまちをつくっていく、その取り組みが必要になっている。市民スポーツ活性化への環境整備の条例を制定する。</p>						順位： 8
							得点： 69
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	3	3	3	3	1	13	
よこすか 未来会議	5	3	5	1	1	15	
公明党	5	3	3	3	1	15	
日本共産党	5	5	5	5	1	21	
無会派	1	1	1	1	1	5	

	<p>【提案会派等】 日本共産党</p> <p>【テーマ（項目）】 再生可能エネルギーの利用促進（（仮称）再生可能エネルギー利用等促進に関する条例）</p> <p>順位： 6 得点： 7 ।</p>						
⑧	<p>【趣旨説明（抜粋）】 近年、太陽光パネル等設置が全国的にも広がりを見せている。しかし、中には周辺住民との合意のないまま斜面地等に設置され危険を誘発するようなケースも散見されている。再生可能エネルギー推進は時代の趨勢となっているためルールづくりが急務である。国の関連法や全国の状況を踏まえ本市でも適正な推進のための条例を制定することが必要である。</p>						
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	3	3	1	1	1	9	
よこすか 未来会議	5	3	3	1	1	13	
公明党	3	1	1	1	1	7	
日本共産党	5	5	5	5	1	21	
無会派	5	5	5	5	1	21	

	<p>【提案会派等】 天白牧夫議員</p> <p>【テーマ（項目）】 伝統的景観の継承に寄与する不動産の寄付の受入体制の確立</p>						<p>順位： 14</p> <p>得点： 45</p>
⑨	<p>【趣旨説明（抜粋）】</p> <p>自然環境や農村景観等のふるさとを形作る要素は樹林地だけでなく農地や建物などがあり、市の所管する複数の部局にまたがっている。さらに税務や都市計画等も関係するほか、寄付受入後の維持管理体制も長期的に検討する必要がある。そのような調整を寄付申し出者が行うことは現実的ではなく、寄付申し出者の意向を尊重しつつ少しでも安心して不動産を託していただくことと、市民にとって豊かなふるさとが感じられる町になるよう、専門の協議担当窓口を設け本市の魅力を確実に向上させる体制の確立が望まれる。</p>						<p>【備考】</p>
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	
自由民主党	1	1	1	1	1	5	
よこすか 未来会議	1	1	1	1	1	5	
公明党	1	1	1	1	1	5	
日本共産党	3	3	3	3	1	13	
無会派	5	3	3	5	1	17	

	<p>【提案会派等】 藤野英明議員・ひろなか信太郎議員</p> <p>【テーマ（項目）】 ケアラーに対する支援の推進（（仮称）ケアラー支援条例）</p>						<table border="1"> <tr><td>順位： 3</td></tr> <tr><td>得点： 77</td></tr> </table>	順位： 3	得点： 77
順位： 3									
得点： 77									
(10)	<p>【趣旨説明（抜粋）】</p> <p>わが国では高齢者介護だけでなく、障がいや病気、世代、性別を超えたあらゆるケアラーを包括的に支援するための法制度がない。それどころか、ケアラーは、介護保険サービスや障害福祉サービスでは足りないケアを埋めるための、無料の社会資源として位置づけられている実態がある。今後本格的な介護社会を迎えるに当たり、ケアラー支援の充実と、ケアラーが将来に悲観しなくとも良い街づくりのため、条例制定が不可欠である。</p>								
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】		
自由民主党	3	3	3	1	1	11			
よこすか 未来会議	3	3	3	3	1	13			
公明党	3	3	3	3	1	13			
日本共産党	5	5	5	5	1	21			
無会派	5	5	3	5	1	19			

	<p>【提案会派等】 小林伸行議員</p> <p>【テーマ（項目）】 都市計画のあり方検討</p> <p>順位：10 得点：63</p>						
(11)	<p>【趣旨説明（抜粋）】</p> <p>人口だけでなく、いよいよ世帯数も減ってきた。結果、家余りの時代となり、本市の空き家はいまや7件に1件だ。一方で、縮退するばかりでなく都市機能を充実させて、まちの活力を維持向上する必要もある。そこで、用途地域、開発規制、建築規制、容積率緩和、住民によるマンション更新の合意形成対策など、長期的視野に立った都市計画の集中的な見直しに着手すべきだ。束ね法案的な条例改正を想定。</p>						
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	1	3	1	1	1	7	
よこすか 未来会議	3	3	1	1	1	9	
公明党	5	5	3	3	1	17	
日本共産党	3	3	3	3	1	13	
無会派	5	5	1	5	1	17	

	<p>【提案会派等】 小林伸行議員</p> <p>【テーマ（項目）】 地域支援のあり方検討</p>						<p>順位： 12</p> <p>得点： 57</p>
(12)	<p>【趣旨説明（抜粋）】</p> <p>マイナンバー時代に行政センターの窓口サービスは早晚不要となる。一方で、地域ごとのきめ細かい支援はより重要性を増している。窓口サービス、健康衛生、福祉的支援、社会教育など幅広い行政分野のうち本市では、何を本庁等での集中対応とし、何を地域別の分散対応とするのか。行政センター、地域包括、町内会・自治会、民間事業者等の機能分担をどのようにするのか。改めて地域住民の支援のあり方を検討すべきだ。束ね法案的な条例改正を想定。</p>						
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	3	3	3	1	1	11	
よこすか 未来会議	3	3	3	1	1	11	
公明党	1	1	3	1	1	7	
日本共産党	3	3	1	1	1	9	
無会派	5	5	3	5	1	19	

	<p>【提案会派等】 ひろなか信太郎議員</p> <p>【テーマ（項目）】 インターネット上の誹謗中傷等の被害者に対する支援等</p>						<p>順位： 13</p> <p>得点： 49</p>
(13)	<p>【趣旨説明（抜粋）】</p> <p>インターネット上の誹謗中傷については、SNSで中傷を受けた方が自ら命を絶つといった痛ましい事件も発生するなど、深刻な社会問題となっている。国（総務省）の運営する違法・有害情報相談センターの相談件数は、高止まり傾向にあり、令和元年度の相談件数は平成22年度の約4倍に増加している。会員制交流サイト（SNS）などインターネット上で誹謗中傷を受けた被害者を支援することが本市に求められている。</p>						
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	3	3	1	1	1	9	
よこすか 未来会議	1	3	1	1	1	7	
公明党	1	1	1	1	1	5	
日本共産党	3	3	3	3	1	13	
無会派	3	3	3	5	1	15	

	<p>【提案会派等】 ひろなか信太郎議員</p> <p>【テーマ（項目）】 認知症に対する不安のないまちづくりの推進</p>						<p>順位： 11</p> <p>得点： 59</p>
(14)	<p>【趣旨説明（抜粋）】</p> <p>我が国の高齢化は世界でも類を見ないスピードで進んでおり、高齢化の進展に伴い、認知症により日常生活や社会生活上の不安を抱える方も増加することが見込まれている。認知症を予防できるまち、そして認知症になっても安心して暮らすことのできるまちの実現を目指し、市の責務や市民、事業者、地域組織、関係機関の役割などをまとめることを目的とした条例制定又はこれらのまちづくりを推進するための施策のあり方を検討したい。</p>						<p>【備考】</p>
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	
自由民主党	3	1	3	1	1	9	
よこすか 未来会議	1	1	1	1	1	5	
公明党	3	1	1	3	1	9	
日本共産党	3	3	3	5	1	15	
無会派	5	5	5	5	1	21	

	<p>【提案会派等】 安川健人議員</p> <p>【テーマ（項目）】 英語がしゃべれるまちづくりの推進（（仮称）バイリンガル都市推進条例）</p>						<p>順位： 16</p> <p>得点： 31</p>
(15)	<p>【趣旨説明（抜粋）】</p> <p>開国の歴史や文化を継承し、米海軍基地のある横須賀の特徴を活かした国際共通語である英語がしゃべれるまち、英語が使えるまちづくりを推進する。役所の重要文章や広報の英語併記、英語放送の更なる充実。米軍基地周辺地域で楽しみながら生の英語が学べる環境づくりを努力義務化。市民、行政、学校、企業が連携して英語を身につけたい学生やビジネスマンも集まるまちにすることで観光客だけでなく、移住者増加、商店街、宿泊施設、地域経済の活性化につなげる。日本の国際化進展のための先進都市になるために、本市単独の条例を作る。</p>						<p>【備考】</p>
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	
自由民主党	1	1	1	1	1	5	
よこすか 未来会議	1	1	1	1	1	5	
公明党	1	1	1	1	1	5	
日本共産党	1	1	3	1	1	7	
無会派	1	3	3	1	1	9	

	<p>【提案会派等】 安川健人議員</p> <p>【テーマ（項目）】 有機農業及びオーガニック給食の推進（（仮称）オーガニック推進条例）</p>						<p>順位： 15</p> <p>得点： 37</p>
(16)	<p>【趣旨説明（抜粋）】</p> <p>食は心身の健康及び人格形成に大きく影響を及ぼし、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となる。学校給食の食材に自然の摂理を大切にして作った有機食材を積極的に使うことで、育ち盛りのこども達に地産地消の循環型社会の食育と安心して健康的な食を提供すると共に、生産者・農業従事者の経営の安定化につなげる。国でも持続可能な食料システムをつくるために化学肥料・化学農薬の使用を減らし、有機農業への転換を促進していることを受け、本市でも生産者と消費者に配慮した有機農業を推進するために条例を作る。</p>						<p>【備考】</p>
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	
自由民主党	1	1	1	1	1	5	
よこすか 未来会議	1	1	1	1	1	5	
公明党	1	1	1	1	1	5	
日本共産党	1	1	3	1	1	7	
無会派	3	3	3	5	1	15	

②実行計画政策立案課題

会派名／議員名： 自由民主党

	分類	テーマ（項目）	取組内容
1	条例制定 政策提言 未定	未来を支える若者を支援する条例	若者の育成・支援に当たっては、教育、福祉、保健、医療、雇用など総合的な支援が必要になってくる。そこで若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を実現するための条例の制定が必要と考える。
2	条例制定 政策提言 未定	認知症条例	2023年6月に国会で「認知症基本法」が成立し、認知症の人が尊厳と希望を持って暮らしていく共生社会を目指すという国の方針が定められた。 「認知症の人が安心して暮らせるまちづくり」のための条例制定が必要であると考える。

実行計画政策立案課題

会派名／議員名： よこすか未来会議

	分類	テーマ（項目）	取組内容
	条例制定 政策提言 未定	不登校児童生徒に対する学びの保障と将来的な社会的自立の推進 (仮称：不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例) 【R06.10.1取り下げ】	現在全国的にも様々な理由に起因する学校に通えない児童生徒が増加している。本市でも令和4年度に過去最多の1,075人が不登校と認められており喫緊の課題となっている。不登校児童生徒の学習機会が失われることなく、将来における社会的自立に資する施策を推進すべく、教育委員会のみならず市長部局や民間団体等と連携した取組が求められる。相談体制の充実やフリースクールを含めた多様な学びの場の確保と連携、卒業後の進路実現の支援を包括的に実現するため本市独自の条例を作る。
I	条例制定 政策提言 未定	横須賀市若者政策条例 【R06.10.1追加提案】	2023年12月成立「こども大綱」の「こども施策に関する基本的な方針」を踏まえつつ、横須賀市子どもの権利を守る条例ではカバーされていない若者期(youth)の生活を支え、成人期への移行を見守り、自立を保障する全体論的な政策体系としての若者政策条例策定を通じ、若者期にある市民の利益を守ることと、将来の市民として・職業人としての本市社会の担い手を育てることの両立を図る。
2	条例制定 政策提言 未定	路上禁煙と喫煙場所の整備 (仮称：受動喫煙防止条例)	ごみのポイ捨て防止を目的とした現在の条例体系では、昨今の健康面での配慮を求める分煙・禁煙化による受動喫煙の防止に対処できない。そのため、現行条例の見直しを検討すべきである。併せて喫煙権への配慮と、利便性の高い場所に喫煙場所がなければ路上喫煙を防げないという観点から、現在は設置されていない駅前等への喫煙場所の設置のあり方についても一体的に検討したい。

実行計画政策立案課題

会派名／議員名： 公明党

	分類	テーマ（項目）	取組内容
1	条例制定 政策提言 未定	横須賀市若者応援条例	本市は急激な少子高齢化が進んでおり、進学や就職を機に市外に出ていく若者も多くなっています。社会の担い手が減ることで、まちの活力の低下が危惧され、未来を担う若者が地域の活動に限らず社会の様々な場面に参画することがより一層求められています。このような認識のもと、若者の取組を周りの人々が応援し、若者もまた地域や社会の取組に協力することで、若者が持つ活力の循環を社会に生み出すとともに、新たな世代にもその活力が循環するまちを実現するため条例を制定が必要と考える。
2	条例制定 政策提言 未定	横須賀市デジタル社会形成推進条例	デジタル庁が行政手続におけるマイナンバーの利用の推進を図り、市内高齢者からもスマートフォン利用に関する問合せがある中、市民と市がそれぞれの役割・責務を果たしながら、デジタル技術を適正かつ効果的に活用した、誰一人取り残さないやさしいまちづくりに取り組む際の基本ルールを定める。 そして、市民一人ひとりが自分らしく暮らし続けることができるデジタル社会形成推進を目指すため条例の制定が必要と考える。

実行計画政策立案課題

会派名／議員名： 日本共産党

分類	テーマ（項目）	取組内容
条例制定 政策提言 未定	再生可能エネルギーの利用促進 ((仮称) 再生可能エネルギー利 用 等促進に関する条例)	近年、太陽光パネル等設置が全国的にも広がりを見せている。しかし、中には周辺住民との合意のないまま斜面地等に設置され危険を誘発するようなケースも散見されている。再生可能エネルギー推進は時代の趨勢となっているためルールづくりが急務である。国の関連法や全国の状況を踏まえ本市でも適正な推進のための条例を制定することが必要である。

	分類	テーマ（項目）	取組内容
1	条例制定 政策提言 未定	ケアラーに対する支援の推進 ((仮称) ケアラー支援条例)	わが国では高齢者介護だけでなく、障がいや病気、世代、性別を超えたあらゆるケアラーを包括的に支援するための法制度がない。それどころかケアラーは、介護保険サービスや障害福祉サービスでは足りないケアを埋めるための、無料の社会資源として位置づけられている実態がある。2025年問題も目前に迫るなかケアラー支援の充実と、ケアラーが将来に悲觀しなくても良い街づくりのため条例制定が不可欠である。2024年6月に国会で可決されたヤングケアラー支援の強化に係る法改正がなされ、ヤングケアラーの定義を法律で明確化し、支援の対象を拡大した事に対応した条例が必要とされている。
2	条例制定 政策提言 未定	認知症の人支援、まちづくり推進 (認知症の人支援まちづくり条例)	国の認知症施策総合推進戦略を推進するとともに、この認知症への取組を実践する中で、市民誰一人として取り残さないとの決意の下、この条例を検討したい。認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって認知症の人にやさしいまちの実現に資することを目的とする。

実行計画政策立案課題

会派名／議員名： 天白牧夫議員

分類	テーマ（項目）	取組内容
条例制定 政策提言 未定	農地の非耕作地化抑制のための環境保全型農業の促進 ((仮称) 環境保全型農業促進条例)	本市最大の魅力である豊かな緑や海などの景観構成要素でもある農地について、近年耕作放棄や農地転用が目立っており、田園風景が崩壊しつつある地域も見られる。また、農地の管理放棄は、土壤浸食や地滑り等、防災上のリスクの増大にもつながる。本市における農業形態はキャベツ・大根をはじめとした露地の冬野菜を主力とした慣行栽培が主であるが、有機栽培や多品種自然栽培を求める利用者や新規就農希望者は潜在的に高い地域である。本市面積の6%を占める農地については、経済部が農業振興施策を担っているが、現状では農業振興地域とそれ以外の農地では総面積はほぼ同じ（約330ha）なれどサポートの度合いには格差がある。結果的に、農業振興地域における非耕作地率が8%であるのに対し、農業振興地域以外の農地における非耕作地率は51%に上っている。これは、農業振興地域以外の農地が慣行栽培に適さない立地、区画面積、土質であることも影響している。一方で、慣行栽培とは一線を画す有機農業、多品種自然栽培を展開しようとする人が、慣行栽培農家との軋轢のない農地、自然環境と共存できる山間の農地を求め模索しても、近隣他県ほどの支援策は講じられていない。例えば、新規就農者へ紹介する良好な農地の評価手法も確立されておらず、自然栽培希望者へのコンサルティング機能が市役所外も含め存在していない。本市の農業経済の活性化、景観の保全と魅力向上、そしてネイチャーポジティブに寄与するために、農業経営基盤強化促進法における地域計画の策定に合わせ、農業振興地域以外の農地における休耕対策を主眼に環境保全型農業を積極的に誘致、促進する条例制定を目指す。

2	<p>条例制定</p> <p>政策提言</p> <p>未定</p>	<p>自然及び民俗的な伝統的景観の継承に関するナショナルトラスト活動の促進 ((仮称) ナショナルトラスト促進条例)</p>	<p>自然環境や農村景観等のふるさとの景観は、人々の伝統的なくらしとともに現代までその形をとどめてきた。近年の人口減少、管理者不在の土地の増加はとりわけ郊外で深刻であり、地域の伝統的景観維持の担い手として存在してきた市民が土地建物を維持することが困難になっている。旧所有者の中にはできることなら公益のためにふるさとの環境を継承していきたい意向を持つ方々多く、高齢化や相続等で自身での維持管理が困難な場合、行政やナショナルトラスト団体に寄付することでその思いを実現したい相談はこれまでたびたび存在していたが、本市では特別保全地区や指定文化財等、個別に保護の指定がされているものでない限りは包括的な支援体制はない。市民においては、市域に生き生きとしたふるさとの環境があることの利点は非常に大きく、本市への愛着や魅力の一つとなっている。</p> <p>本市独自で全ての伝統的景観の保全を網羅することは財政面、労力面から困難であるため、ナショナルトラスト活動との連携は不可欠となる。地域のナショナルトラスト活動を促進する地域自然資産法において、地方自治体は地域自然資産区域を設定することができ、基金の設置や広報支援、地域計画の策定等ができるようになるが、本市はこれまで同法による対応をしてこなかった。</p> <p>ふるさとを形作る要素は樹林地だけでなく農地や建物などを所管する複数の部局にまたがり、さらに税務や都市計画等も関係するほか、寄付受入後の維持管理体制も長期的に検討する必要がある。そのような調整を寄付申し出者が行うことは現実的ではなく、寄付申し出者の意向を尊重しつつ少しでも安心して不動産を託していただくことと、市民にとって豊かなふるさとが感じられる町になるよう、専門の協議担当窓口を設置することが必要である。地域生物多様性促進法において、市町村はこうした保全地や寄付地における税制優遇に関する協定を締結するなどまとめ役となることが求められている。</p> <p>上記2法令で求められている市の役割に対応するため、自然及び民俗的な伝統的景観の継承に関するナショナルトラスト活動を促進する条例の制定を目指す。</p>
---	--	--	---

実行計画政策立案課題

会派名／議員名： 藤野英明議員

分類	テーマ（項目）	取組内容
条例制定 政策提言 未定	ケアラーに対する支援の推進 ((仮称) ケアラー支援条例)	<p>【提案の重要性はいまだ変わっていないと考える為、前期と同じ内容で提案させていただきます】</p> <p>2023年11月、横須賀市内で介護を苦にした40代男性が父親を殺害するという介護殺人が起こり、市民に大きなショックを与えました。</p> <p>日本福祉大学の湯原悦子教授の調査によると、わが国では1996年から2015年までの20年間で介護殺人は754件発生しました。2000年に介護保険制度がスタートしましたが、それによって介護殺人が減少したという傾向は確認できていません。</p> <p>過去に生じた事例を分析した結果、介護者（=ケアラー）からの相談が無い場合、現行制度では介護サービス事業者等がケアラーの状況にまで目を向け、積極的な介入を行なうことは期待できないという限界が明らかになりました。わが国が進める地域包括ケアシステムでは自助、互助が強調されていますが、様々な困難を抱え、すでに自力で問題を解決する力を失っているケアラーを救うことはできません。</p> <p>介護殺人という大きな出来事を取りあげましたが、わが国では高齢者介護だけでなく、障がいや病気、世代、性別を超えたあらゆるケアラーを包括的に支援する為の法制度がありません。</p> <p>それどころか、ケアラーは、介護保険サービスや障害福祉サービスでは足りないケアを埋める為の、無料の社会資源として位置づけられている実態があります。これでは介護殺人・介護心中・虐待が減ることはなく、ケアラーの社会参加やケアラー自身の人生の充実などは望むことができません。</p> <p>一方、介護者支援（=ケアラー支援）の先進諸国では、支援の基盤となる法制度を整備し、ケアラー支援の目標を社会的包摂と捉えて、必要な財源も確保することで、介護殺人を減少させています。介護殺人・介護心中・虐待の防止だけでなく、被介護者やその家族、地域社会全体にとってもメリットをもたらします。ケアラーの精神的・肉体的負担が軽減され、介護の質が向上し、被介護者の生活の質も向上する可能性があります。また、地域社会全体に安心感が生まれ、高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会が実現される可能性があります。</p> <p>わが国でも自治体レベルでは、埼玉県議会による埼玉県ケアラー支援条例をはじめ、北海道栗山町の栗山町ケアラー支援条例など合計18自治体が独自のケアラー支援条例を制定しています。ケアラー支援の充実と、ケアラーが将来に悲観しなくとも良い街づくりの為には、条例制定が不可欠です。</p>

【後期分】

②政策立案課題採点結果一覧表

番号	テーマ（項目）	得点
①	若者支援	114
②	認知症の人及び家族等に対する支援	108
③	路上禁煙と喫煙場所の整備	88
④	横須賀市デジタル社会形成推進条例	70
⑤	再生可能エネルギーの利用促進	76
⑥	ケアラーに対する支援の推進	106
⑦	農地の非耕作地化抑制のための環境保全型農業の促進	72
⑧	自然及び民俗的な伝統的景観の継承に関するナショナルトラスト活動の促進	80

順位	番号	テーマ（項目）	得点
1	①	若者支援	114
2	②	認知症の人及び家族等に対する支援	108
3	⑥	ケアラーに対する支援の推進	106
4	③	路上禁煙と喫煙場所の整備	88
5	⑧	自然及び民俗的な伝統的景観の継承に関するナショナルトラスト活動の促進	80
6	⑤	再生可能エネルギーの利用促進	76
7	⑦	農地の非耕作地化抑制のための環境保全型農業の促進	72
8	④	横須賀市デジタル社会形成推進条例	70

2 政策立案課題採点結果

【後期分】

①	<p>【提案会派等】 自由民主党、よこすか未来会議、公明党</p> <p>【テーマ（項目）】 若者支援（未来を支える若者を支援する条例（自由民主党）、横須賀市若者政策条例（よこすか未来会議）、横須賀市若者応援条例（公明党））</p>						<p>順位： 1 得点： 114</p>
	<p>【趣旨説明】 本市は急激な少子高齢化が進んでおり、進学や就職を機に市外に出ていく若者も多くなっている。社会の担い手が減ることで、まちの活力の低下が危惧され、若者の社会参画がより一層求められている。 このような認識のもと、若者に対して教育、福祉、保健、医療、雇用などの総合的な支援を行い、若者期にある市民の利益を守るとともに、若者の取組を周りの人々が応援し、若者もまた地域や社会の取組に協力することで、若者が本市社会の担い手となって、活力の循環を地域社会に生み出し、若者が成長・活躍できる地域社会を実現するための条例の制定が必要と考える。</p>						
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	5	5	5	5	3	23	
よこすか未来会議	5	5	5	5	3	23	
公明党	5	5	5	5	3	23	
日本共産党	3	3	3	3	3	15	
日本維新の会	3	3	3	3	3	15	
無会派	3	3	3	3	3	15	

<p>②</p> <p>【提案会派等】 自由民主党、日本維新の会</p> <p>【テーマ(項目)]</p> <p>認知症の人及び家族等に対する支援(認知症条例(自由民主党)、認知症の人支援まちづくり条例(日本維新の会))</p>							
	<p>順位： 2</p> <p>得点：108</p>						
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	3	3	3	3	2	14	
よこすか 未来会議	3	3	5	3	2	16	
公明党	5	3	3	3	2	16	
日本共産党	5	5	5	5	2	22	
日本維新の会	5	3	5	5	2	20	
無会派	5	3	5	5	2	20	

	<p>【提案会派等】 よこすか未来会議</p> <p>【テーマ(項目)】</p> <p>路上禁煙と喫煙場所の整備(仮称:受動喫煙防止条例)</p>						<table border="1"> <tr><td>順位： 4</td></tr> <tr><td>得点： 88</td></tr> </table>	順位： 4	得点： 88
順位： 4									
得点： 88									
③	<p>【趣旨説明】</p> <p>ごみのポイ捨て防止を目的とした現在の条例体系では、昨今の健康面での配慮を求める分煙・禁煙化による受動喫煙の防止に対処できない。そのため、現行条例の見直しを検討すべきである。併せて喫煙権への配慮と、利便性の高い場所に喫煙場所がなければ路上喫煙を防げないという観点から、現在は設置されていない駅前等への喫煙場所の設置のあり方についても一体的に検討したい。</p>								
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】		
自由民主党	3	3	3	1	1	11			
よこすか 未来会議	5	5	5	5	1	21			
公明党	3	3	3	3	1	13			
日本共産党	5	5	5	5	1	21			
日本維新の会	5	3	5	1	1	15			
無会派	3	1	1	1	1	7			

	<p>【提案会派等】 公明党</p> <p>【テーマ(項目)】</p> <p>横須賀市デジタル社会形成推進条例</p>						
④	<p>【趣旨説明】</p> <p>デジタル庁が行政手続におけるマイナンバーの利用の推進を図り、市内高齢者からもスマートフォン利用に関する問合せがある中、市民と市がそれぞれの役割・責務を果たしながら、デジタル技術を適正かつ効果的に活用した、誰一人取り残さないやさしいまちづくりに取り組む際の基本ルールを定める。</p> <p>そして、市民一人ひとりが自分らしく暮らし続けることができるデジタル社会形成推進を目指すため条例の制定が必要と考える。</p>	順位： 8	得点： 70				
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	3	3	3	3	1	13	
よこすか 未来会議	1	1	1	1	1	5	
公明党	5	5	5	5	1	21	
日本共産党	1	3	3	1	1	9	
日本維新の会	5	3	3	3	1	15	
無会派	3	1	1	1	1	7	

⑤	【提案会派等】 日本共産党 【テーマ(項目)】 再生可能エネルギーの利用促進((仮称)再生可能エネルギー利用等促進に関する条例) 【趣旨説明】 近年、太陽光パネル等設置が全国的にも広がりを見せている。しかし、中には周辺住民との合意のないまま斜面地等に設置され危険を誘発するようなケースも散見されている。再生可能エネルギー推進は時代の趨勢となっているためルールづくりが急務である。国の関連法や全国の状況を踏まえ本市でも適正な推進のための条例を制定することが必要である。	順位： 6					
		得点： 76					
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	3	1	1	1	1	7	
よこすか 未来会議	3	3	3	3	1	13	
公明党	3	1	1	1	1	7	
日本共産党	5	5	5	5	1	21	
日本維新の会	5	3	3	3	1	15	
無会派	3	3	3	3	1	13	

	<p>【提案会派等】 日本維新の会、藤野英明議員(無会派議員全員)</p> <p>【テーマ(項目)]</p> <p>ケアラーに対する支援の推進((仮称)ケアラー支援条例)</p>						<table border="1"> <tr> <td>順位： 3</td> </tr> <tr> <td>得点：106</td> </tr> </table>	順位： 3	得点：106
順位： 3									
得点：106									
⑥	<p>【趣旨説明】</p> <p>わが国では高齢者介護だけでなく、障がいや病気、世代、性別を超えたあらゆるケアラーを包括的に支援するための法制度がない。それどころかケアラーは、介護保険サービスや障害福祉サービスでは足りないケアを埋めるための、無料の社会資源として位置づけられている実態がある。2025年問題も目前に迫るなかケアラー支援の充実と、ケアラーが将来に悲観しなくとも良い街づくりのため条例制定が不可欠である。2024年6月に国会で可決されたヤングケアラー支援の強化に係る法改正がなされ、ヤングケアラーの定義を法律で明確化し、支援の対象を拡大した事に対応した条例が必要とされている。</p>								
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】		
自由民主党	3	1	3	3	2	12			
よこすか 未来会議	3	3	5	3	2	16			
公明党	3	3	3	3	2	14			
日本共産党	5	5	5	5	2	22			
日本維新の会	5	5	3	5	2	20			
無会派	5	5	5	5	2	22			

⑦	【提案会派等】 天白牧夫議員 【テーマ(項目)] 農地の非耕作地化抑制のための環境保全型農業の促進 (（仮称）環境保全型農業促進条例) 【趣旨説明】 本市最大の魅力である豊かな緑や海などの景観構成要素でもある農地について、近年耕作放棄や農地転用が目立っている。農地の管理放棄は、土壤浸食や地滑り等、防災上のリスクの増大にもつながる。慣行栽培とは一線を画す有機農業、多品種自然栽培を展開しようとする人が、慣行栽培農家との軋轢のない農地、自然環境と共存できる山間の農地を求め模索しても、近隣他県ほどの支援策は講じられていない。本市の農業経済の活性化、景観の保全と魅力向上、そしてネイチャーポジティブに寄与するために、農業経営基盤強化促進法における地域計画の策定に合わせ、農業振興地域以外の農地における休耕対策を主眼に環境保全型農業を積極的に誘致、促進する条例制定を目指す。	順位： 7					
		得点： 72					
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	【備考】
自由民主党	1	1	1	1	1	5	
よこすか 未来会議	1	3	3	3	1	11	
公明党	1	1	1	1	1	5	
日本共産党	5	5	5	3	1	19	
日本維新の会	5	3	3	3	1	15	
無会派	3	3	5	5	1	17	

⑧	<p>【提案会派等】 天白牧夫議員</p> <p>【テーマ(項目)】 自然及び民俗的な伝統的景観の継承に関するナショナルトラスト活動の促進 (（仮称）ナショナルトラスト促進条例)</p> <p>【趣旨説明】 地域の伝統的景観維持の担い手として存在してきた市民が土地建物を維持することが困難になっている。本市では特別保全地区や指定文化財等、個別に保護の指定がされているものでない限りは包括的な支援体制はない。地域自然資産法において、地方自治体は地域自然資産区域を設定することができ、基金の設置や広報支援、地域計画の策定等ができるようになる。また、地域生物多様性促進法において、市町村は保全地や寄付地の税制優遇に関する協定を締結するなどとりまとめ役となることが求められている。上記2法令で求められている市の役割に対応するため、自然及び民俗的な伝統的景観の継承に関するナショナルトラスト活動を促進する条例の制定を目指す。</p>						<p>順位： 5</p> <p>得点： 80</p>
会派	共通度	影響度	市民満足度	緊急度	提案数	計	
自由民主党	1	3	1	1	1	7	
よこすか 未来会議	3	3	3	1	1	11	
公明党	1	1	1	1	1	5	
日本共産党	5	5	5	5	1	21	
日本維新の会	3	5	5	3	1	17	
無会派	3	5	5	5	1	19	

①改訂履歴

番号	改訂日	内容
1	令和6年（2024年）4月	<p>実行計画策定後に議会として新たに取り組むこととなった重要課題、「地域防災計画の検証」を横須賀市議会が取り組む課題として下記の該当箇所に追加する改訂を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none">・P. 2～3 「2 横須賀市議会として取り組む課題とその検討時期について」に ▶ <u>地域防災計画の検証／地域防災計画検証特別委員会</u> を追記・P. 5 「横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤2027～」に 地域防災計画の検証／地域防災計画検証特別委員会を追記
2	令和7年（2025年）3月	<p>(1) 議会が取り組む政策立案課題の後期分として選定された「若者支援」を次の箇所に追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none">・P. 2 「2 横須賀市議会として取り組む課題とその検討時期について」 【政策立案】後期分に ▶ <u>若者支援</u> を追記・P. 6 「横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤2027～」に 若者支援を追記

(2) 特別委員会に係る検討課題について、検討期間に関する表現を修正しました。

・P. 2 及び P. 3

「2 横須賀市議会として取り組む課題とその検討時期について」

【特別委員会】

▶ 議会基本条例の検証／議会基本条例検証特別委員会 及び

▶ 地域防災計画の検証／地域防災計画検証特別委員会 の文言を修正

・P. 6

「横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤2027～」に

前記内容を反映

(3) 議会改革に係る検討課題について、一部修正及び令和7年3月追加分の課題の追加をしました。

・P. 3～5

「2 横須賀市議会として取り組む課題とその検討時期について」

【議会改革】

▶ 常任委員会所管事務調査（他都市）のルールの再検討／議会制度検討会議 及び

▶ 議場・委員会室のシステムの在り方の検討／議会ICT化運営協議会 の末尾に記載を追記

▶ 市議会だよりに関するアンケートの実施（読者対象）／広報広聴会議 及び

▶ 動画を活用した議会報告／広報広聴会議 の検討期間に関する文言を修正
同令和7年3月追加分として

▶ 会議等を長期欠席した場合の議員報酬等の在り方／議会制度検討会議

▶ 政務活動費収支報告の公開の在り方／議会制度検討会議

- ▶ アンケート結果を踏ました市議会だよりのリニューアル／広報広聴会議
- ▶ 広報広聴会での高校生の意見を踏ました議会日程周知ポスターのリニューアル／広報広聴会議 を追記

・P. 6

「横須賀市議会実行計画～未来への羅針盤2027～」に
前記追記内容を追記

また、議員間討議の在り方の矢印を実績に合わせて延長

(4) 選定基準について、変更内容を反映しました。

・P. 7

「5 選定基準について オ 提案数」に文言を追加

(5) 政策等の検証について、図2：政策検証体制をよりわかりやすく修正しました。

・P. 8

「6 政策等の検証について 図2：政策検証体制」の矢印を修正

(6) 政策検討会議の会議の概要について、第9回以降を追加しました。

・P. 11～14

第9回～第19回の会議の概要を追記

(7) 各会派等から提案された実行計画政策立案課題一覧、政策立案課題採点結果一覧表
及び政策立案課題採点結果について、後期分を参考資料に追加しました。これに伴い
前期分と後期分の資料がそれぞれ分かるように記載しました。

・P. 15～43

	<p>実行計画政策立案課題一覧、政策立案課題採点結果一覧表及び政策立案課題採点結果の右上に「前期分」と追記 ・P.44～60 後期分の資料を追加</p> <p>(8) 今回の改訂に伴い、目次の項目及びページ数を修正しました。</p>
--	--

